

「指定介護福祉施設(特別養護老人ホーム)」重要事項説明書

社会福祉法人与謝郡福祉会
特別養護老人ホーム岩滝あじさい苑

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(京都府指定 第72000045号)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※要介護3から要介護5と認定された者及び、要介護1又は要介護2であって特例入所の要件に該当する者とする。特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

※平成27年4月1日以降の特養入所者のうち、要介護3以上で入所した者が更新等により要介護1・2になった場合には、特養を退所する取扱いとなる(やむを得ない場合は可)

〔目 次〕

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について).....	10
7. 残置物引取人.....	12
8. 苦情の受付について.....	12
9. 身元保証人.....	12

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人与謝郡福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字加悦802番地7 |
| (3) 電話番号 | 0772-44-0015 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 四 宮 功 雄 |
| (5) 設立年月 | 平成7年3月20日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成13年5月1日指定
京都府72000045号
- (2) 施設の目的 高齢者が要介護状態となった場合においても、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施設サービスを提供することを目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム岩滝あじさい苑
- (4) 施設の所在地 京都府与謝郡与謝野町字弓木13番地の6
- (5) 電話番号 0772-46-5761
- (6) 施設長氏名 施設長 安見真一
- (7) 当事業所の運営方針
- ・利用者の尊厳を大切に、笑顔に満ちあふれた生活の場をめざします。
 - ・誠意と熱意と愛情を持ってサービスの提供に努めます。
 - ・さまざまな分野と連携し地域社会の発展に貢献します。
- (8) 開設年月日 平成13年5月1日
- (9) 入所定員 50人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入所される居室は、個室と多床室(2人部屋、4人部屋)ですが、部屋のタイプをご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室	16室	従来型個室
2人部屋	1室	多床室
4人部屋	8室	多床室
合計	25室	
食堂(ダイニング)	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、鏡、温熱治療器
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

- ☆ 居室の変更: ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。
- ☆ 居室に関する特記事項
- ・トイレ、洗面所は全室完備(トイレは居室外にもあり)
 - ・2人部屋、4人部屋は準個室対応

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1 名	1 名
2. 介護職員	21.7 名	18 名
3. 生活相談員(うち1名介護職員と兼務)	2.25 名	1 名
4. 看護職員	4.2 名	2 名
5. 機能訓練指導員(看護職員と兼務)	(1)名	(1)名
6. 介護支援専門員(生活相談員と兼務)	(1)名	(1)名
7. 管理栄養士	2 名	1 名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(週 40 時間)で除した数です。

※()は他職種との兼務職員数です。

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週1回
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 出① 6:30～15:30 2名 早 出② 7:45～16:45 2名 日 勤① 8:30～17:30 2名 日 勤② 9:00～18:00 2名 遅 出① 10:30～19:30 2名 遅 出② 13:00～22:00 2名 夜 勤 16:00～ 9:00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 出① 7:30～16:30 1名 早 出② 8:00～17:00 1名 日 勤 8:30～17:30 1名 遅 出 9:00～18:00 1名
4. 機能訓練指導員	日 勤: 8:30～17:30 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1)当施設が提供する基準介護サービス(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食:8:00～9:00 昼食:12:00～13:00 夕食:18:00～19:00

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理・服薬管理

- ・医師や看護職員が、健康管理・服薬管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞(契約書第5条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

個室

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. ご利用者の要介護度	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	589円	659円	732円	802円	871円
4. 居室に係る自己負担額	1,231円				
5. 食事に係る自己負担額	1,645円				
6. 自己負担額合計(3+4+5)	3,465円	3,535円	3,608円	3,678円	3,747円

多床室

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	589円	659円	732円	802円	871円
4. 居室に係る自己負担額	915円				
5. 食事に係る自己負担額	1,645円				
6. 自己負担額合計(3+4+5)	最大 3,149円	最大 3,219円	最大 3,292円	最大 3,362円	最大 3,231円

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆事業の内容は次に掲げるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からその1割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割)の支払いを受けるものとします。(市区町村から届く、介護保険負担割合証参照)※提示をお願いします。

2018年8月より所得によって介護サービスの自己負担割合が3割に引き上げされます。単身世帯で年金と年金以外の所得合計が340万円以上(月収28.3万円以上)、夫婦世帯で463万円以上(38.5万円以上)となる方が3割負担(市区町村から届く、介護保険負担割合証参照)※提示をお願いします。

☆次の事項に該当する場合は、別に1日につき所定の料金をお支払いいただきます。

①利用者の要介護状態区分等が高く、介護福祉士が6:1以上配置されている場合

日常生活継続支援加算:36単位(自己負担額は36円)

②介護福祉士が80%以上配置されている場合か勤続10年以上の介護福祉士が35%配置されている

サービス提供体制強化加算Ⅰ:22単位(自己負担額は22円)

③介護福祉士が60%以上配置されている

サービス提供体制強化加算Ⅱ:18単位(自己負担額は18円)

④介護福祉士が50%以上配置されているか、常勤職員が75%以上配置されているか、勤続7年以上の職員が30%以上配置されている

サービス提供体制強化加算Ⅲ:6単位(自己負担額は6円)

※ ①～④についてはいずれか一つのみを算定します。

⑤常勤の看護師を1名以上配置している場合

看護体制加算Ⅰ:1日 6単位(自己負担は6円)

⑥基準を1名以上上回る看護職員を配置している場合

看護体制加算Ⅱ:1日 13単位(自己負担は13円)

⑦基準を1名以上上回る夜勤職員(介護・看護職員)を配置している場合

夜勤職員配置加算(Ⅰ):1日 22単位(自己負担は22円)

夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかに該当する職員(介護福祉士であって喀痰吸引の実施可能な職員)を一人以上配置している場合

夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ:1日 28単位(自己負担は28円)

⑧若年性認知症利用者を受け入れた場合

若年性認知症入所者受入加算:120単位(自己負担額は120円)

⑨外泊または入院等をされた場合

外泊時費用:6日間を限度として1日246単位(自己負担額は246円)

⑩入所した日から30日以内で期間、または30日を超える病院等の入院後に再び入所した場合

初期加算:1日 30単位(自己負担額は30円)

⑫退所にあたり訪問・相談援助、連携をとった場合

退所時等相談援助加算、退所前後訪問相談援助加算:460単位(自己負担は460円)

※ 入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度
退所時相談援助加算:400単位(自己負担は400円)
※ 1回を限度
退所前連携加算:500単位(自己負担は500円)
※ 1回を限度

⑬栄養士が配置され、個別に栄養ケア計画を作成し実施しておりますが、評価されていない場合
栄養マネジメントの未実施:▲1日 14単位

⑭**栄養マネジメント強化加算:1日 11単位** (下記のすべての要件を満たしている場合に算定)

- ・管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50で除して得た数以上配置すること。
- ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。
- ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。
- ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
(LIFEの活用)

⑮入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合施設の管理栄養士が医療機関に出向き病院等の管理栄養士と相談し再入所後の栄養管理を行った場合
再入所時栄養連携加算:200単位(自己負担は200円/再入所時1回限り)

⑯低栄養リスクの高い入所者に対して多職種が協働して低栄養状態を改善する為の計画を作成した場合
低栄養リスク改善加算:300単位(自己負担は月300円)

⑰食事を経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合
経口移行加算:28単位(自己負担は28円)

⑱著しい摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合、1ヶ月単位
経口維持加算Ⅰ:400単位(自己負担は400円)

⑲摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合、1ヶ月単位
経口維持加算Ⅱ:100単位(自己負担は100円)

⑳療養食を提供した場合 1日に3回を限度とします。
療養食加算:6単位(自己負担は6円)

㉑看取り介護の体制が整っており、看取り介護を行った場合(翌月請求の際、算定させていただきます)
看取り介護加算(Ⅰ)

死亡日45日前～31日前 72単位/日

死亡日30日前～4日前 144単位/日

死亡日前々日、前日 680単位/日

死亡日 1,280単位/日

看取り介護加算(Ⅱ)

死亡日45日前～31日前 72単位/日

死亡日30日前～4日前 144単位/日

死亡日前々日、前日 780単位/日

死亡日 1,580単位/日

㉒前6ヶ月間において在宅復帰した利用者に対して支援を行った場合
在宅復帰支援機能加算:10単位(自己負担は10円)

②③認知症利用者に対し専門的な認知症ケアを行った場合

認知症専門ケア加算Ⅰ：1日3単位(自己負担は3円)

認知症専門ケア加算Ⅱ：1日4単位(自己負担は4円)

※Ⅰ：認知症介護に係る専門的な研修を終了している職員を配置

Ⅱ：Ⅰに加え認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している職員を配置

Ⅰ～Ⅱについてはいずれか一つのみを算定します

②④入所者の褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合、3ヵ月に1回を限度として算定

褥瘡マネジメント加算Ⅰ：3単位(自己負担は3円)を算定いたします。

褥瘡マネジメント加算Ⅱ：13単位(自己負担は13円)を算定いたします。

②⑤事故発生の防止と発生時の適切な対応

安全管理体制未実施減算：▲5単位/日

運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合

安全対策体制加算：20単位/入所時に1回

外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制の整備が整っている場合

②⑥業務継続計画未策定減算：▲所定単位数 3/100 減算(日)

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合

②⑦高齢者虐待防止措置未実施減算：▲所定単位数 1/100 減算(日)

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

②⑧身体拘束廃止未実施減算：▲所定単位数 10/100 減算(日)

身体拘束等の適正化を図るため次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1. 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
3. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

②⑨介護職員等処遇改善加算

これまで介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算とを別々にいただいておりますが、介護職員等処遇改善加算として1つにまとめられます。

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口 17.6%

③⑩生産性向上推進体制加算

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価するものとなっています。

生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100 単位/月

- ・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。

- ・職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位/月

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にやっていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

③科学的介護推進体制加算Ⅰ 40単位/月

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出します。

科学的介護推進体制加算Ⅱ 60単位/月

加算Ⅰの提出内容に加えて利用者ごとの「疾病、服薬の状況等の情報」を厚生労働省に提出します。

＜特定入所者介護サービス費助成＞

◇ 当施設の居住費・食費の負担額【介護保険負担限度額認定証】

世帯全員が市町村民税非課税の方（市長村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

基本額（第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1,645	300	390	680	1,420

※第3段階①…年金収入等が80万円超120万円以下

第3段階②…年金収入120万円超

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

* 外出・外泊・入院等で居室（個室）を開けておく場合は、第1～3段階の方は6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

居住費

	基本額 （第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
個室	1,231	380	480	880	980
多床室	915	0	430	430	530

＜社会福祉法人の低所得者負担軽減＞

社会福祉法人は、社会的役割の一環として、低所得者の利用者負担の軽減に取り組んでいます。

対象者は、市町村民税世帯非課税で、年収が単身世帯で150万円以下（世帯員が増えるごとに50万円を加算）であるなど、市町村が生計困難と認めた人です。軽減の程度は、1割負担と食費・居住費（滞在費）の1/4が原則で、市町村が利用者の状況に応じて個別に決定します。

(2)(1)以外のサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

①特別な食事（酒を含みます。）

ご利用者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②おやつ

ご利用者の希望に基づいておやつを提供します。

利用料金：50円（1回）※請求書に記載します。

③理髪・美容

[理髪サービス]

2カ月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：別表参照

[美容サービス]

2カ月に1回、美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：別表参照

④貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下のとおりです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預けている預金

○お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下のとおりです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご利用者へ交付します。

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。振込手数料についても個々に支払う費用負担をいただきます。

但し、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

⑧契約書第19条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

ご利用者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
個室	1,727 円	1,798 円	1,868 円	1,939 円	2,009 円
多床室	959 円	1,030 円	1,100 円	1,171 円	1,241 円

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み

京都農業協同組合 与謝野支店 普通預金0024514
 京都北都信用金庫 野田川支店 普通預金0997876
 口座名義 社会福祉法人与謝郡福祉会 理事長 四宮功雄

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：京都農業協同組合、京都北都信用金庫

※やむを得ない場合は窓口での現金支払いも可能です。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

※入院治療については下記の医療機関では行っていないため、下記の医療機関から入院可能な診療機関へ紹介を行っています。

① 協力医療機関

医療機関の名称	与謝野町立国民健康保険診療所
医師名	矢野裕太郎
所在地	京都府与謝郡与謝野町石川 685-1
診療科	内科、外科、リハビリ科、禁煙外来、総合診療科

② 協力医療機関

医療機関の名称	いとうクリニック
医師名	伊藤剛
所在地	京都府与謝郡与謝野町字男山 140-8
診療科	内科、外科、リハビリ科、緩和ケア、在宅診療

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	デンタルクリニックはたの
医師名	波多野吉人
所在地	京丹後市大宮町河辺 1051-1
診療科	歯科

④ 当施設は、入居者様の健康管理および緊急時の迅速な対応を図るため、京都府立医科大学付属北部医療センター（所在地：京都府与謝郡与謝野町字男山 481）を協力医療機関として指定しています。

協力医療機関は、24 時間体制での連絡・相談・診療対応を行い、必要に応じて入院受け入れを行います。

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。（契約書第13条参照）

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1)ご利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第14条、第15条参照)

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第16条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ①ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者及び、その関係者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為や迷惑行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者が連続して3カ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥平成27年4月1日以降の特養入所者のうち、要介護3以上で入所した者が更新等により要介護1・2になった場合には、特養を退所する取扱いとなる(やむを得ない場合は可)

* サービス利用にあたっての禁止行為

- 1.事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- 2.パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
- 3.サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

* 利用者が病院等に入院された場合の対応について* (契約書第18条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1カ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(1日あたり246円)

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3カ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③3カ月以内の退院が見込まれない場合

3カ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、ご利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3)円滑な退所のための援助(契約書第17条参照)

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご利用者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として500円(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。

7. 残置物引取人(契約書第20条参照)

契約締結にあたり、身元引受人をお願いしております。入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第22条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について(契約書第22条参照)

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) [職氏名] 施設福祉課長 石本 恭子
- 受付時間 毎日 8:30~17:30
- 苦情解決責任者 施設長 安見 真一

また、苦情受付ボックスをエントランスのカウンターに設置しています。

(2)行政機関その他苦情受付機関

与謝野町役場福祉課

所在地:〒629-2498 京都府与謝郡与謝野町字加悦 433
電話番号:0772-43-9021・FAX:0772-42-0528
受付時間:9:00~17:00

京都府国民健康保険団体連合会	所在地: 〒600-8411 京都市下京区烏丸四条下ル水銀屋町 620 COCON 烏丸内 電話番号: 075-354-9090・FAX075-354-9055 受付時間: 9:00～17:00(土・日・祝日は除く)
京都府社会福祉サービス運営適正化委員会	所在地: 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375 府立総合社会福祉会館5F 電話番号: 075-252-2152・FAX075-212-2450 受付時間: 9:00～17:00

(3) 苦情解決のための第三者委員

宇野 美保子	電話番号: 0772-46-2528
廣野 安樹	電話番号: 0772-46-3045

(4) 苦情の目的

利用者の苦情に対して社会性や客観性の確保された方法によって早期かつ適切に対応することにより、サービス内容を改善しまた不適切な介護(虐待)を防止することを通じて、利用者の権利を擁護し利用者本位のサービスを行うことを目的とする。

(5) 苦情の仕組み

利用者の苦情に対する仕組みは次の4段階とする。

第1段階: サービス現場の担当者が苦情を受け付け、解決が容易な場合は直ちに対応する。苦情の内容と対応結果を通常の業務記録に記載し、解決が困難な苦情については苦情受付担当者に速やかに伝達する。

第2段階: 苦情受付担当者が利用者から直接に苦情を受け付け、または現場担当者から第1段階で未解決の苦情に関する伝達を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。

第3段階: 第三者委員が利用者から直接に苦情を受け付け、または苦情受付担当者からの報告を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。

第4段階: 苦情解決責任者が苦情受付担当者または第三者委員からの報告を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。解決が不可能な場合等は、施設外の苦情申し立て機関に関する情報を適切に利用者に提供する。

(6) 第三者評価について

当事業はサービス事業者の組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高め、サービスの質の向上・改善に寄与することを主な目的とした第三者評価を下記の評価機関に依頼して受診しています。

○評価機関名: きょうと福祉ネットワーク「一期一会」

○評価認定日: 令和7年10月31日

9. 身元保証(引受)人について(契約書第24条参照)

施設は、利用者に対し、身元引受人を定めることがあります。ただし、身元引受人を立てることができない場合、相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

身元引受人は次の項目のとおり責任を負います。

- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- (2) 契約終了の場合、施設と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- (3) 利用者が死亡した場合の遺体及び項目7の残置物、遺留金品の引取、その他必要な措置を講じ

ること。

- (4) 利用者(契約者)本人から依頼を受ける場合、または、利用者(契約者)が意思能力に欠ける場合は契約の代理行為を行うものとする。
- (5) 身元引受人の住所、氏名に変更のあったとき、または身元引受人が死亡したとき、成年後見、保佐、補助の審判を受けたことによって変更するときは、その旨を直ちに事業者へ通知しなければならない
- (6) 利用者の行為等により発生した損害については、上限60万円として賠償すること。

説明を行ったことを明らかにするために、この重要事項説明書を2通作成し、利用者と事業者が、それぞれ署名の上、1通ずつ所持します。

令和 年 月 日

事業者

〔住 所〕 京都府与謝郡与謝野町字弓木 13 番地の 6

〔事業所名〕 特別養護老人ホーム岩滝あじさい苑

〔代表者名〕 施設長 安見 真一

説明者

〔職 名〕 生活相談員

〔氏 名〕

利用者

〔住 所〕 京都府

〔氏 名〕

署名代行者 ※利用者記載の部分を代行する場合

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

〔住 所〕

〔氏 名〕

〔署名代行の理由〕

身元保証(引受)人①

〔住 所〕

〔氏 名〕

身元保証(引受)人②

〔住 所〕

〔氏 名〕

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建

(2) 建物の延べ床面積 4,724.70 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]	平成13年5月1日指定	京都府72000045号	定員10名
[通所介護]	平成12年4月1日指定	京都府72000045号	定員30名
[居宅介護支援事業]	平成12年4月1日指定	京都府72000045号	
[ケアハウス]	平成13年5月1日認可		定員15名
[認知症対応型通所介護]	平成29年9月1日認可		定員10名
[介護予防・日常生活支援総合事業]	平成29年9月1日認可		定員10名

(4) 法人の実施する事業所

長寿苑	特別養護老人ホーム長寿苑、軽費老人ホームケアハウス福寿荘、長寿苑短期生活介護事業所、伊根デイサービスセンター、伊根在宅介護支援センター、おきなぎの家(小規模多機能施設)
虹ヶ丘	特別養護老人ホーム虹ヶ丘、軽費老人ホームケアハウス虹ヶ丘、ショートステイ虹ヶ丘、虹ヶ丘デイサービスセンター、支援センターかなで、ふれあいホーム神宮寺(小規模多機能施設)
岩滝あじさい苑	特別養護老人ホーム岩滝あじさい苑、ケアハウス岩滝あじさい苑、ショートステイ岩滝あじさい苑、デイサービスセンター岩滝あじさい苑、岩滝あじさい苑ひより(認知症通所介護・日常生活支援総合事業)
やすら苑	特別養護老人ホームやすら苑

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・・・ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員・・・ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

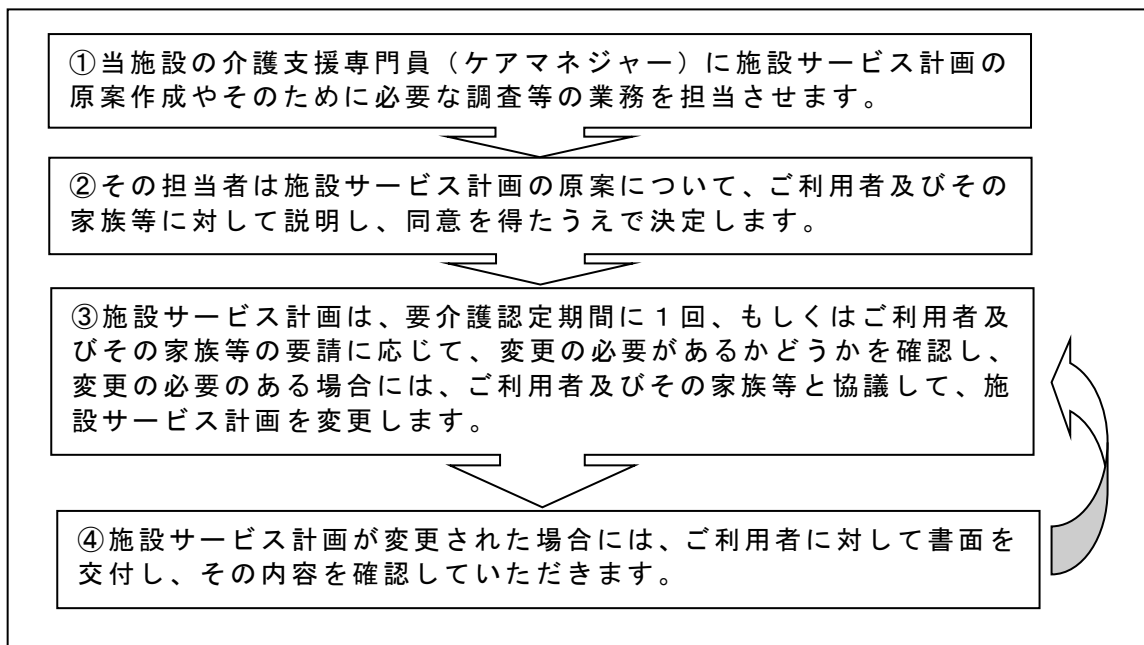
看護職員・・・主にご利用者の健康管理、薬の管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員・・・ご利用者の機能訓練を担当します。(看護職員が兼務)の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員・・・ご利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。(生活相談員が兼務)の介護支援専門員を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「施設サービス計画(ケアプラン)」定めます。「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次のとおりおこないます。(契約書第2条参照)



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限＊

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

危険物、職員への心付け、飲食物等

※ 飲食物の差し入れは結構ですが、必ず寮母室を通してお渡しください。

（2）面会

面会時間 9:00～18:00

※ 来訪者は、必ず事務所受付で面会受付カードに必要事項をご記入ください。

※ 18:00以降に来訪される場合、ケアハウス玄関から入っていただき宿直者に申し出てください。

(3) 外出・外泊(契約書第21条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊期間中、1月に6日を限度として1日につき246円(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日まで申し出があった場合には、重要事項説明書5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意(契約書第9条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。

(6) 喫煙 ※施設内は禁煙のため喫煙はできません。

6. 事故発生時の対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、当施設緊急時マニュアルの事故対応連絡関係により速やかに対処いたします。主に、利用者家族、京都府、行政、医療機関等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

7. 損害賠償について(契約書第10条、第11条参照)

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

8. 虐待防止について

(1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- ・虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ・その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当施設はサービス提供中に、当該施設職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村並びに都道府県に通報するものとします。

(3) 虐待防止責任者は理事長とし、担当者は施設長となります。

9. 満足度調査実施について

当法人、施設に関しては毎年1回、利用していただいている方やご家族のご意見をアンケートを通じて、ご意見をいただき、問題点等の改善に努めておりますので、ご協力をお願いしております。また改善結果等

を回答もさせていただきます。

10. 非常災害時について

当施設では、非常災害時に関する各種、非常災害等マニュアル(火災・地震・緊急(事故対応)・衛生・感染)を設置して防災体制を整えております。また、避難誘導・消火・緊急連絡等の訓練を年2回(夜間想定・日中想定 各1回づつ)実施して、非常時に迅速・適切に行動できる体制を整えております。

11. ハラスメント対策について

当法人、施設に関してはハラスメント防止対策を実施しています。

- (1) セクシャルハラスメント
- (2) パワーハラスメント
- (3) マタニティーハラスメント
- (4) その他ハラスメント

相談窓口 総務:石倉裕子 施設福祉課長:石本恭子

- (5) カスタマーハラスメント

受付窓口 女性担当 総務:石倉裕子 男性担当 給食係係長:木上央晴

非常災害対策

非常時の対応	別に定める「消防計画」に沿って対応します。			
協力関係	非常時の相互応援を約束します。			
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」に沿って、年2回の夜間および昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	1箇所
	避難階段	3箇所	屋内消火栓	6箇所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	15箇所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり
	カーテン・のれん等は防災性能のあるものを使用しています。			
防火管理者	施設福祉課長:石本恭子			
管理権限者	施設長:安見真一			

別表

美容料金表

協力理美容業者名	サービス内容	料 金
宮津与謝理容組合	カットのみ	2,000円/回
一般社団法人(株)ちよきぞう	利用者合計金額が10,000円以下の場合は下記料金プラス	1人500円
	ベッド上で施術、また2人以上で対応する方は下記料金プラス	1人500円
	丸刈り	1,800円/回
	丸刈り・ひげそり	2,600円/回
	カット	2,500円/回
	カット・ひげそり(男性)	3,400円/回
	カット・顔そり(女性)	3,000円/回